



<著者>Profile

税理士・中小企業診断士 知野 福一郎

第四銀行本店貸付第1課次長にて退職後、昭和47年7月に事務所を開設。会計事業をはじめ、事業承継、M&A、相続対策などあらゆる面で中小企業の相談に応じている。

札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

## 税制を経営戦略に取り込む

**Q** 本年度の税制改正は、今後の経済成長戦略に取り組んだものとして、これらを取り込んだ経営戦略を構築する必要がありますと考えています。

### 1 租税輸出防止の視点を重視

**A** 国際的に見ると、各国政府は法人税引き下げに躍起となっています。経済のグローバル化に伴い、海外進出が中小企業にも波及し、経営者は租税負担の少ない国に経営拠点を移転しようと考えています。企業が海外に移転し法人税や固定資産税、源泉所得税などが国外に移転することを租税輸出と言いますが、租税輸出が続けば、当然その国の租税収入が減少し経済力が大きく損なわれます。

**Q** 法人税率は国際的に見て高いのですか？

**A** 表面税率だけの比較は難しいので、たとえば、法人税減税の手段として減価償却費の拡大を計ったり、租税特別措置法の適用拡大などによる事実上の減税を行ったりし、法人税制が極めて

戦略的な意味合いを持っているからです。

### 2 法人課税から個人課税強化へ転換

税制の基本政策は、社会保障の財源としての消費税増税とともに法人税減収分を所得税や相続税の個人増税によって賄うという方向に大きく舵を切ったと考えられます。このような背景を考えると、中小企業がこれまで常識としてきた節税戦略を再検討する必要があります。

①従来、法人税節税策の一つとして、法人利益の圧縮を役員報酬の増額で対応してきましたが、これからは高額な累進税率による所得税負担よりも、むしろ、法人税を課税されても、会社に利益を留保する方が有利に働く場合が出てくると思われる。②法人税節税のため、役員報酬を増額しても、現金流出を行わず、役員報酬未払金として経理処理しているケースも多く目にしますが、万が一、相続が発生した時には会社に対する債権として、その役員の相続財産の中に加えられる相続税の対象になります。税制改正による相続税負担が増加するなかで、従来

通りのような対処で良いのかどうかも検討の余地がありそうです。

③同族会社株式の生前贈与による贈与税や相続税負担の軽減措置として制定されている経営承継円滑化法が、今回の改正により、使い勝手が良くなり、事業承継が大きく進展する可能性が高くなりました。

### 3 相続における土地減額措置の拡大

相続時に小規模宅地評価減の特例として事業用地の400㎡まで、居住用地は240㎡まで、それぞれ評価額を80%減額することとされていましたが、両方の適用がある場合の適用面積限度は、併せて400㎡とされてきました。今回の改正で、居住用地の最大面積を330㎡まで拡大し、さらに事業用地400㎡、住宅用地330㎡合計730㎡までに拡大されました。

### 税理士法人知野会計事務所

札幌市中央区北一条西二丁目

北海道経済センタービル

☎011-251-5631